

## 農業法人参入促進業務に関するプロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

福山市の農業は、従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業経営の継続が困難な状況に直面しており、経営力のある農業法人等に農地を引き継ぎ、稼げる農業を実現させ、農村地域の雇用創出や活性化につなげていく必要がある。

そのため、農業経営や流通経済に関して専門的な知見・経験を有する事業者により本市が指定する農地に見合う市内外の経営力ある農業法人の抽出・選定、農地とのマッチング及び参入地域との調整などについて業務委託することで、農業法人の参入を促進させる。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

農業法人参入促進業務

#### (2) 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 受注者の所在地

イ 参入意向法人の所在地及び誘致活動を行う場所

ウ 福山市経済環境局経済部農業振興課（福山市東桜町3番5号）

エ 福山市が指定した場所

#### (3) 業務内容

農業法人参入促進業務委託仕様書のとおり

#### (4) 業務履行期間

契約締結の日から2025年（令和7年）3月31日まで

### 3 委託費

委託費の上限は、8,360,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

### 4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更

生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

## 6 参加申込の手続等

### (1) 担当部局

福山市経済環境局経済部農業振興課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎8階）

電話：084-928-1177（直通）

FAX：084-927-7021

E-mail：nougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

### (2) 選考スケジュール

公告	2024年（令和6年）4月26日（金）
実施要領等の配付期間	2024年（令和6年）4月26日（金）から 同年5月10日（金）午後5時15分まで
質問書受付期間	2024年（令和6年）4月26日（金）から 同年5月9日（木）午後5時15分まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2024年（令和6年）5月10日（金） 回答は福山市ホームページ ( <a href="https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp">https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp</a> 以下同じ。)に掲載します。
参加申込書の受付期間	2024年（令和6年）4月26日（金）から 同年5月10日（金）午後5時15分まで
参加資格確認結果の通知	2024年（令和6年）5月13日（月）
企画提案書の受付期間	2024年（令和6年）5月13日（月）から 同年5月22日（水）午後5時15分まで
プレゼンテーションの実施	2024年（令和6年）5月23日（木）※予定
企画提案書の選定通知	2024年（令和6年）5月24日（金）※予定

### (3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

#### ア 配付期間

2024年（令和6年）4月26日（金）から同年5月10日（金）午後5時15分まで（土、日、祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）

#### イ 配付場所

(1) の担当課に同じ

※福山市ホームページからもダウンロードできます。

#### (4) 質問書の提出及び回答

質問は、次の手続きにより行うことができる。

##### ア 質問書の受付期間

2024年（令和6年）4月26日（金）から同年5月9日（木）午後5時15分まで（土、日、祝日等を除く。）

##### イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を農業振興課宛てに電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word。）を添付し提出すること。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

※ メール送信の際は、件名に「【農業法人参入促進業務に関する質問】」と記したうえで送信すること。

##### ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2024年（令和6年）5月10日（金）に福山市ホームページに掲載する。

### 7 参加申込書の作成等

#### (1) 受付期間

2024年（令和6年）4月26日（金）から同年5月10日（金）午後5時15分まで（郵送の場合は5月10日 午後5時15分必着）

#### (2) 提出場所

6（1）の担当課に同じ

#### (3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

※ 郵送する場合は、発送後に必ず農業振興課へ電話連絡を入れること。

#### (4) 提出書類及び部数

次のアからケまでの書類を作成し、各1部を提出すること。

（イ、エ、オ及びカについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 参加申込書（様式1）

イ 商業登記簿謄本（写しでも可）

ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

エ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したものの。ただし本市における納税義務のない者は申立書（様式2）を提出すること。）

オ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書

(その3未納税額のない証明用)

カ 印鑑証明書(原本)

キ 使用印鑑届(様式3) (実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

ク 委任状(様式4) (契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

ケ 誓約書(様式5)

## 8 プロポーザル参加資格の確認(企画提案書の提出者の選定)

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

### (1) 参加資格確認結果の通知(様式6)

2024年(令和6年)5月13日(月)

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

### (2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

## 9 企画提案書の作成等

### (1) 受付期間

2024年(令和6年)5月13日(月)から同年5月22日(水)午後5時15分まで(郵送の場合は5月22日 午後5時15分必着)

### (2) 提出場所

6(1)の担当課に同じ

### (3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

※ 郵送する場合は、発送後に必ず農業振興課へ電話連絡を入れること。

### (4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(様式7) 1部

イ 業務受託実績書(様式8) 6部

ウ 業務実施体制図(様式9) 6部

エ 企画書(様式10) 6部

様式10及び農業法人参入促進業務委託仕様書を参考に提案すること。なお、様式によって提案し難い場合は任意の様式でも差支えないものとする。

オ 見積書 6部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

### (5) 見積書に記載する消費税及び地方消費税の取扱いについて

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

## 10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書と次の要領により実施するプレゼンテーションをもとに農業法人参入促進業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

### (1) プレゼンテーション

ア 実施日：2024年（令和6年）5月23日（木）（予定）

イ 開催場所、時間等：後日通知

ウ 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション15分程度

評価委員からの質疑10分程度

※各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

※プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

※指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。

### (2) 評価基準・評価項目

別表1のとおり

### (3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を特定する。

### (4) 評価結果（様式11）・選定結果（様式12）の通知

2024年（令和6年）5月24日（金）（予定）

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を郵送等により通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

### (5) 評価結果の公表

受注候補者の名前（名称）を福山市ホームページに公表する。

### (6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面（様式は任意）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

- a 受付場所 6 (1) の担当課に同じ
  - b 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い
- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
  - ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。
- (8) 評価点が同点になった場合の取扱い
- 評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会において審議のうえ受注候補者を決定する。

### 1 1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9 (4) で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

### 1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

### 1 3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。

- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。